



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目 次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 条例

- \*55 和歌山県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例 (議会事務局)
- \*56 議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*57 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 ( " )

### 公布された条例のあらまし

#### ◇和歌山県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

平成17年国勢調査及び市町村合併により、各選挙区の人口に変動が生じたため、各選挙区の選挙すべき議員の数を改正しました。

- (1) 海南市及び海草郡を合わせて一選挙区とすることとしました。(第2条関係)
- (2) 各選挙区の選挙すべき議員の数を決めました。(第3条関係)

海南市 2人、海草郡 1人	→	海南市・海草郡 3人
田辺市	3人→	4人
紀の川市	2人→	3人
岩出市	1人→	2人
伊都郡	3人→	2人
西牟婁郡	4人→	2人

##### 2 施行期日

次の一般選挙から施行します。

#### ◇議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

議会議員の報酬の額を減じる期間を1年間延長し、その減じる割合を5%から6%とすることとしました。(本則関係)

##### 2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

#### ◇議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

議員が議会の会議若しくは委員会に出席したとき又は議会の会期中に議案調査等のため登庁したときの旅費の額を変更しました。(第5条、別表関係)

- (1) 1日当たり旅費の額を居住地から招集地までの路程により、5,000円から27,000円までの7区分で支給することとしました。
- (2) 議員が旅行のため宿泊したときは、宿泊料として1夜につき6,000円を加算することとしました。

##### 2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

## 条 例

和歌山県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

## 和歌山県条例第55号

和歌山県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例（昭和61年和歌山県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「公職選挙法（昭和25年法律第100号）」を「公職選挙法」に改め、同条の表を次のように改める。

選挙区	議員の数
和歌山市	16人
海南市・海草郡	3人
橋本市	2人
有田市	1人
御坊市	1人
田辺市	4人
新宮市	2人
紀の川市	3人
岩出市	2人
伊都郡	2人
有田郡	3人
日高郡	3人
西牟婁郡	2人
東牟婁郡	2人

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（特例による選挙区）

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第3項の規定により、海南市及び海草郡の区域を合わせて一選挙区とする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第 56 号

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬の特例に関する条例 (平成16年和歌山県条例第38号) の一部を次のように改正する。

本則中「平成16年4月1日」を「平成18年4月1日」に、「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に、「100分の5」を「100分の6」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第 57 号

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和31年和歌山県条例第41号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書を削り、同条に次の 2 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議員の旅行が次の各号のいずれかに該当するときは、別表に定める額の旅費を支給する。ただし、次項の規定により宿泊料を加算して支給されたときは、宿泊した翌日の旅費の額は、別表の区分にかかわらず、1日当たり5,000円とする。

- (1) 議会の会議又は委員会に出席したとき。
- (2) 議会の会期中に議案調査等のため登庁したとき。

4 前項の場合において、議員が旅行のため宿泊したときは、前項に規定する旅費の額に宿泊料として1夜につき6,000円を加算して支給する。

別表を次のように改める。

別表 (第 5 条関係)

区 分	1日当たりの額
居住地から招集地までの路程が10キロメートル未満	5,000円
居住地から招集地までの路程が10キロメートル以上25キロメートル未満	6,000円
居住地から招集地までの路程が25キロメートル以上50キロメートル未満	7,000円
居住地から招集地までの路程が50キロメートル以上75キロメートル未満	12,000円
居住地から招集地までの路程が75キロメートル以上100キロメートル未満	13,000円
居住地から招集地までの路程が100キロメートル以上150キロメートル未満	17,000円
居住地から招集地までの路程が150キロメートル以上200キロメートル未満	20,000円
居住地から招集地までの路程が200キロメートル以上	27,000円

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。